

## 【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| 【提出先】               | 関東財務局長   |
| 【提出日】               | 2020年10月23日  |
| 【会社名】               | オンキヨーホームエンターテイメント株式会社<br>(旧会社名 オンキヨー株式会社)                        |
| 【英訳名】               | ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION<br>(旧英訳名 ONKYO CORPORATION) |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 大拙 宗徳  |
| 【本店の所在の場所】          | 大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号  |
| 【電話番号】              | 06(6747)9170   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役 林 亨  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号  |
| 【電話番号】              | 06(6747)9170   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役 林 亨  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 209,300,000円   |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。  |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)                                 |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月31日に提出した有価証券届出書並びに2020年8月6日、2020年8月12日、2020年8月27日、2020年9月1日、2020年9月15日、2020年9月17日、2020年9月25日、2020年9月28日、2020年10月5日、2020年10月9日及び2020年10月21日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

#### 2 株式募集の方法及び条件

##### (1) 募集の方法

##### (2) 募集の条件

#### 4 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

##### (2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

#### 3 発行条件に関する事項

##### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

### 第三部 追完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

| 区分          | 発行数         | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 株主割当        | -           | -           | -           |
| その他の者に対する割当 | 11,500,000株 | 577,300,000 | 288,650,000 |
| 一般募集        | -           | -           | -           |
| 計（総発行株式）    | 11,500,000株 | 577,300,000 | 288,650,000 |

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本有価証券届出書提出日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）で本新株式が発行されたと仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、本株式の発行条件を決定する2020年10月23日（以下「本割当決議日」といいます。）の取締役会決議において、本割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値に基づいて決定される予定です。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。増加する資本準備金の総額についても、実際の金額は、本割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値に基づいて決定される予定です。

(訂正後)

| 区分          | 発行数         | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 株主割当        | -           | -           | -           |
| その他の者に対する割当 | 11,500,000株 | 209,300,000 | 104,650,000 |
| 一般募集        | -           | -           | -           |
| 計（総発行株式）    | 11,500,000株 | 209,300,000 | 104,650,000 |

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。増加する資本準備金の総額は104,650,000円です。

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

| 発行価格<br>(円) | 資本組入額<br>(円) | 申込株数単位 | 申込期間       | 申込証拠金<br>(円) | 払込期日       |
|-------------|--------------|--------|------------|--------------|------------|
| 50.2        | 25.1         | 100株   | 2020年11月9日 | -            | 2020年11月9日 |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本株式に係る第三者割当契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当契約を締結しない場合は、本株式の発行による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）は行われませんこととなります。
3. 上記発行価格及び資本組入額は、本株式の発行価格が、本有価証券届出書提出日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の金額です。
4. 発行価格は、本割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）となります。また、資本組入額は、上記「(1)募集の方法」の資本組入額の総額を発行数11,500,000株で除した金額を記載しております。
5. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
6. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(訂正後)

| 発行価格<br>(円) | 資本組入額<br>(円) | 申込株数単位 | 申込期間       | 申込証拠金<br>(円) | 払込期日       |
|-------------|--------------|--------|------------|--------------|------------|
| 18.2        | 9.1          | 100株   | 2020年11月9日 | -            | 2020年11月9日 |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本株式に係る第三者割当契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当契約を締結しない場合は、本株式の発行による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）は行われませんこととなります。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
4. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(注) 3及び4の全文削除並びに5及び6の番号変更

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,967,500,000 | 48,000,000   | 3,919,500,000 |

(注) 1. 当社は、本有価証券届出書提出日において、第4回割当により発行される本株式の他、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」で詳述する第1回割当乃至第3回割当及び第5回割当乃至第8回割当により発行される株式（以下、本株式とあわせて、個別に又は総称して「本新株式」といいます。）の発行についても決議しており、上記の金額は、本株式に係る払込金額に加え、これらの株式の発行に伴う払込金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 第1回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 437,000,000円 |
| 第2回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 400,200,000円 |
| 第3回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 243,800,000円 |
| 第4回割当により発行される本株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| 第5回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |
| 第6回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |
| 第7回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |
| 第8回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |

2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 上記本新株式の払込金額の総額のうち、第4回割当乃至第8回割当の払込金額については、本有価証券届出書提出日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、第4回割当乃至第8回割当の発行条件を決定する取締役会決議において、当該取締役会決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定いたします。また、割当制限事由（開示されている直近の監査済財務諸表（注）の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいい、以下「割当制限事由」といいます。）の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。

(注) 「開示されている直近の監査済財務諸表」は、2020年3月期の監査済財務諸表を指します。

(訂正後)

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,599,500,000 | 48,000,000   | 3,551,500,000 |

(注) 1. 当社は、本有価証券届出書提出日において、第4回割当により発行される本株式の他、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」で詳述する第1回割当乃至第3回割当及び第5回割当乃至第8回割当により発行される株式（以下、本株式とあわせて、個別に又は総称して「本新株式」といいます。）の発行についても決議しており、上記の金額は、本株式に係る払込金額に加え、これらの株式の発行に伴う払込金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 第1回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 437,000,000円 |
| 第2回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 400,200,000円 |
| 第3回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 243,800,000円 |
| 第4回割当により発行される本株式に係る払込金額の総額 | 209,300,000円 |
| 第5回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |
| 第6回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |
| 第7回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |
| 第8回割当により発行される株式に係る払込金額の総額  | 577,300,000円 |

2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 上記本新株式の払込金額の総額のうち、第5回割当乃至第8回割当の払込金額については、本有価証券届出書提出日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、第5回割当乃至第8回割当の発行条件を決定する取締役会決議において、当該取締役会決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定いたします。また、割当制限事由（開示されている直近の監査済財務諸表（注）の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいい、以下「割当制限事由」といいます。）の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。

(注) 「開示されている直近の監査済財務諸表」は、2020年3月期の監査済財務諸表を指します。

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

本プログラムにより調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

| 具体的な使途         | 金額（百万円） | 支出（予定）時期        |
|----------------|---------|-----------------|
| 遅延している営業債務の支払い | 3,719   | 2020年8月～2021年2月 |
| 借入金の弁済         | 200     | 2020年8月         |
| 合計             | 3,919   |                 |

(注) 上記記載は、本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」をご参照ください。本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額3,967,500,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額48,000,000円を差し引いた金額である3,919,500,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額3,967,500,000円のうち、第4回割当乃至第8回割当の払込金額については、本有価証券届出書提出日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額です。実際には、第4回割当から第8回割当の払込金額は、当該割当に係る割当決議（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」（1）本プログラムの内容」に定義します。）の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定され、当該払込金額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

(後略)

(訂正後)

本プログラムにより調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

| 具体的な使途         | 金額（百万円） | 支出（予定）時期        |
|----------------|---------|-----------------|
| 遅延している営業債務の支払い | 3,351   | 2020年8月～2021年2月 |
| 借入金の弁済         | 200     | 2020年8月         |
| 合計             | 3,551   |                 |

(注) 上記記載は、本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」をご参照ください。本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額3,599,500,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額48,000,000円を差し引いた金額である3,551,500,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額3,599,500,000円のうち、第5回割当乃至第8回割当の払込金額については、本有価証券届出書提出日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額です。実際には、第5回割当から第8回割当の払込金額は、当該割当に係る割当決議（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」（1）本プログラムの内容」に定義します。）の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定され、当該払込金額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

(後略)

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

（訂正前）

（前略）

本件に関し、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、上記の本新株式の発行手続きを踏まえた上で、第1回割当乃至第8回割当の払込金額は、いずれも当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、実質的な株式の発行に係る取締役会決議と考えられる各割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）としていることから、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をして決定されており、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。なお、各割当決議日に決定される払込金額について、当社の監査役から改めて意見を取得する予定です。

（訂正後）

（前略）

本件に関し、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、上記の本新株式の発行手続きを踏まえた上で、第1回割当乃至第8回割当の払込金額は、いずれも当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、実質的な株式の発行に係る取締役会決議と考えられる各割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）としていることから、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をして決定されており、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。なお、本株式の割当決議日に決定された払込金額について、当社の監査役全員から、上記のとおり2020年10月20日、10月21日、10月22日の各日における取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）である18.2円としていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を改めて得ております。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

#### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期、提出日2020年9月25日。有価証券報告書の訂正報告書を含みます。）及び四半期報告書（第11期第1四半期、提出日2020年9月25日。四半期報告書の訂正報告書を含みます。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年10月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年10月21日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（後略）

（訂正後）

#### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期、提出日2020年9月25日。有価証券報告書の訂正報告書を含みます。）及び四半期報告書（第11期第1四半期、提出日2020年9月25日。四半期報告書の訂正報告書を含みます。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年10月23日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年10月23日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（後略）